

都市計画法第62条第1項の規定により、京都府知事から京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市高速鉄道事業及び道路事業の変更認可の告示（平成19年12月28日付け京都府告示第639号）がありましたので、同法第66条の規定により、事業の施行について、次のとおり公告します。

平成20年1月22日

京都市長 榎本頼兼

1 都市計画事業の種類及び名称

(1) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市高速鉄道事業

阪急電鉄京都線

(2) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業

3・3・128号 久世北茶屋線

3・5・116号 山陰街道

8・7・15号 阪急西側道

2 施行者の名称

京都市

3 事務所の所在地

京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435番地

京都御池第一生命ビルディング3階

京都市建設局事業推進室

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

平成19年2月2日付け京都府告示第49号の事業地のうち京都市西京区川島滑樋町地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

なし

(建設局事業推進室)